

第1回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

〔日時〕 令和8年1月9日（金）19：00

〔場所〕 香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例について

（2）疑似患畜の確認後の防疫措置について

3 その他

4 閉 会

第1回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議資料

令和8年1月9日

1 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例について

(1) 発生農場等の概要

区分	内容
① 所在	東かがわ市
② 鶏種	採卵鶏
③ 飼養羽数	約24,000羽
④ 疫学関連農場 ※	なし

※疫学関連農場：
疑似患畜が確認された農場
と同一の管理者等が出入り
している農場（殺処分の対
象となる）

(2) 経緯

月日	時刻	内容
1月9日 (金)	12:15	農場から東部家畜保健衛生所に異常家きんの通報
	14:12	東部家畜保健衛生所が簡易検査で10羽中10羽（死亡鶏8羽中8羽、生存鶏2羽中2羽）の陽性反応を確認
	19:00	県対策本部会議の開催
1月10日 (土)	朝	報道発表：疑似患畜の確認、防疫措置の開始
	午前中	担当課による会見

2 防疫措置に向けた準備について

- (1) 発生農場等の措置
- ①家きんの移動自粛
 - ②家畜防疫員が農場の消毒を実施
 - ③鶏舎排気口へのフィルターの設置
 - ④防疫措置等に必要な物資の運搬、搬入
- (2) 現地対策本部 丹生コミュニティセンターアリーナにおいて設営
- (3) 消毒ポイント 4か所設置（別添のとおり）

3 疑似患畜の確認後の防疫措置について

県対策本部各班は、疑似患畜の確認後、下記の措置を速やかに行う。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、移動制限区域及び搬出制限区域の設定等の防疫措置を開始する。

表：制限区域内の農場数及び飼養羽数（暫定）

区分	範囲	必要な措置	農場数	飼養羽数(暫定)
移動制限区域	3km 以内	家きん等の移動を禁止	4 か所	約 149 千羽
搬出制限区域	3～10km 以内	家きん等の搬出を禁止	11 か所	約 519 千羽

- (2) 移動制限区域内の農場について、発生状況確認検査を開始する。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の農場消毒を強化するとともに、主要な道路の消毒ポイントにおいて関係車両の消毒を行う。

消毒ポイントの設置（4か所）

	設置場所名	接する道路の種類	住所
1	うましの休憩所(道路横のスペース)	国道11号線	東かがわ市馬篠13-1他
2	JA香川県 よりそいプラザ福栄	国道318号線	東かがわ市西山354-7
3	JA香川県 旧四国大川支店	長尾街道	さぬき市寒川町石田西1527
4	JA香川県 よりそいプラザ鴨部	国道11号線	さぬき市鴨部4644-2